

【(介護予防) 訪問リハビリテーション重要事項説明書】

1. 事業所の概要

事業所名	公立丹南病院訪問リハビリテーションセンター
所在地	鯖江市三六町1丁目2-31
提供可能サービス	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
事業者番号	1810714582
管理者	熊野 貴規
連絡先	080-5890-6807

2. 事業所の職員体制

管理者	1名	常勤(兼務)
理学療法士等	1名以上	常勤1名以上
事務担当者	1名	常勤(兼務)

3. 事業所のサービス方針

- (1) 事業所のリハビリスタッフは、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. (介護予防) 訪問リハビリテーションサービス内容

- ・症状、障害の観察、健康管理
- ・健康維持、改善への指導、支援
- ・療養、介護方法の指導支援
- ・認知症や精神疾患の方のリハビリテーション
- ・保健、福祉サービス等の活用支援
- ・家族など介護者の支援
- ・摂食 嚥下訓練

5. 営業時間及び実施地域

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	平日 : 8時30分～17時00分まで 土曜日 : 8時30分～12時30分まで
休業日	日曜日、祝日 年末年始(12月29日～翌年1月3日)
実施地域	鯖江市全域、福井市【麻生津・清明】、越前町【朝日地区・宮崎地区】 越前市対象地区【北新庄・西・東・国高・吉野・大虫】

6. サービス利用料及び利用料負担

(1) 介護保険による訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション料金

①訪問リハビリテーション費 (308単位)

2024.6～

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	308円	616円	924円
40分あたり	616円	1232円	1848円
60分あたり	924円	1848円	2772円

②介護予防訪問リハビリテーション費 (298単位)

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	298円	596円	894円
40分あたり	596円	1192円	1788円
60分あたり	894円	1788円	2682円

※事業所の医師が診療を行わなかった場合：-50単位/回

※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護訪問予防リハビリテーションを行った場合：-30単位/回

【体制加算届出事項】

③その他の加算金額

- ・中山間地域等提供加算 上記表の5%/回
(区分支給限度基準額の算定対象外)
- ・サービス提供体制強化加算 (I) 6単位/回
(区分支給限度基準額の算定対象外)
- ・短期集中リハビリテーション実施加算 200単位/日
(退院・退所日または認定日から3月以内)

- ・移行支援加算 17単位/日
- ・リハビリテーションマネジメント加算イ 180単位/月※
- ・リハビリテーションマネジメント加算ロ 213単位/月※

※事業所の医師が計画内容を利用者または家族に説明し同意を得た場合上記金額に +270単位/月

- ・退院時共同指導加算 600単位/月
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240単位/月
(退院日または訪問開始日から3月以内1週間に2回まで)

(2) 利用の中止、変更について

利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更する場合は、速やかにご連絡ください。

利用前日までに連絡が無かった場合、利用者負担額と同等額をお支払い頂く場合があります。但し、容体の急変など緊急の場合や、やむを得ない事情による場合は、この限りではありません。

利用前日までに申し出があった場合	無料
利用前日までに申し出がなかった場合	当日利用料の10~30% (該当保険の自己負担割合分) ただし、利用者自己負担割合が0%の場合は当日利用料の10%

(3) その他

- 1) システムの都合上、年に数回サービス計画と異なる曜日にサービス提供日の変更をお願いすることがあります。

- 2) 指定感染症や自然災害等が発生した場合、状況によっては訪問を控えさせていただいたり、連携をとっている他の訪問サービス事業所の職員が訪問させていただくことがあります。
- 3) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いをお願いします。
 - ① 預金口座自動振替 (福井信金のみ手数料無料)
 - ② 銀行振込 (手数料は利用者負担)
 - ③ 現金払い
- 4) 自己負担金の領収証は再発行できません。ご希望の場合は有料にて**支払証明書**を発行いたします。支払証明書は、1ヶ月につき1枚発行、料金は1枚 1,100円 (税込) です。

7. 緊急時の対応について

サービス提供時に事故や緊急事態が発生したときには速やかに状況を判断し、必要時応急手当を実施するとともに、医師等に報告を行い対応します。

8. 秘密保持について

事業所が知り得た情報について、他のサービス利用時やサービス担当者会議等で、情報を共有する必要が生じた場合、文書により同意を得、利用者個人及び当該家族の個人情報を提供させていただきます。ただし医療上緊急の場合には医療機関等に利用者に関する情報を提供できるものとします。

9. 人権擁護・虐待防止について

- ① サービス提供中に虐待を受けたと思われる内容を発見した場合は、速やかに家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター、市町に連絡を取り必要な措置を講ずるものとします。
- ② 利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

[人権擁護・虐待防止責任者] 訪問リハビリテーションセンター室長 四谷 昌嗣

10. ハラスメント対策について

事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。併せてカスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11. 苦情・相談窓口について

サービスに関する苦情や相談に対して、迅速に対応するとともに必要に応じて各関連機関との相談調整等を行い解決に努めます。下記窓口までご連絡ください。

[相談・受付窓口] 苦情解決責任者 : 訪問リハビリテーションセンター室長 四谷 昌嗣

TEL 0778-51-5234 FAX 0778-51-8242

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分

 土曜日 8時30分～12時30分

(但し、祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)

[相談機関] 第三者委員

[各市町窓口]

鯖江市 長寿福祉課

所在地 鯖江市西山町 13-1

TEL 0778-53-2219

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
日祝日を除く

越前市 長寿福祉課

所在地 越前市府中 1-13-7

TEL 0778-22-3784

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分
日祝日を除く

越前町 介護福祉課

所在地 越前町西田中 13-5-1

TEL 0778-34-8715

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分
日祝日を除く

福井市 介護保険課

所在地 福井市大手 3-10-1 市役所別館2階

TEL 0776-20-5715

受付時間 月～金曜日 8時30分～17時15分
日祝日を除く

[国民健康保険連合会]

所在地 福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館 4階

TEL 0776 (57) 1614 受付時間 月～金曜日 8時30分～17時00分 日祝日を除く

同意書

令和 年 月 日

(介護予防)訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

公立丹南病院訪問リハビリテーションセンター 管理者 熊野 貴規

説明者名 _____

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、(介護予防)訪問リハビリテーションサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族又は代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規程に基づき、利用申込者、またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。